



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



労災ホームヘルプサービス事業の運営主体等の変更について

標記の件につきまして、厚生労働省では、在宅の重度被災労働者を対象とした介護サービスとして、「労災ホームヘルプサービス事業」を平成7年10月に創設し、これを(財)労災ケアセンターに委託していますが、介護サービスのうち、じん肺、せき損患者等に対する専門的サービスの中で、看護有資格者が行うサービスについては、医師の「指示書」に基づき行われなければならないことから、本取扱いについて、平成8年2月9日付け福岡県医第1478号(地)においてご連絡いたしました。

今般、厚生労働省労働基準局長から日本医師会を通じて労災ホームヘルプサービス事業の運営主体を平成16年4月1日より(財)労災ケアセンターから(財)労災年金福祉協会へ移管する旨の通知がありましたので、今後、利用者から「指示書」の交付依頼があった場合には、これまで同様の対応をしていただきますよう会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、労災ホームヘルプサービス事業は、創設当初から現在に至るまでの間、下記のとおり利用者が変更されています。また、「指示書」の発行費用については、これまでどおり利用対象者から3,600円を徴収していただくこととなります。

記

【創設期】

①専門的サービス

在宅の傷病・障害等級第1級または第2級の脊髄・じん肺の重度被災労働者を対象とした褥瘡の予防・措置、集尿袋・集尿器の交換等

②一般的サービス

在宅の傷病・障害等級第1級の脊髄・じん肺以外の重度被災労働者を対象とした食事、入浴、排泄等の生活基本動作に関するもの

③家事援助サービス

在宅の傷病・障害等級第1級の脊髄の重度被災労働者に対する清掃、洗濯等の家事援助

【現 在】

〔対象者〕

在宅の傷病・障害等級第1級から第3級の重度被災労働者

平成16年度より傷病・障害等級第1級から第3級の者で満65歳未満の者に変更

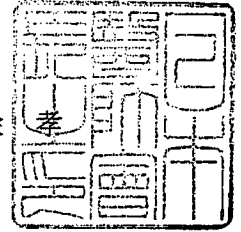
満65歳以上で介護保険の受給資格を有している者は介護保険の居宅介護サービスを受給

〔サービス内容：創設時に同じ〕

- ①専門的サービス
- ②一般的サービス
- ③家事援助サービス

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄



労災ホームヘルプサービス事業の運営主体等の変更について

標記について、厚生労働省では、在宅の重度被災労働者を対象とした介護サービスとして、「労災ホームヘルプサービス事業」を平成7年10月に創設し、これを(財)労災ケアセンターに委託しているところですが、介護サービスのうち、じん肺、せき損患者等に対する専門的サービスの中で、看護有資格者が行うサービスについては、医師の「指示書」に基づき行わなければならないことから、本取扱いを平成8年1月26日付日医発第805号において通知しているところであります。

については、今般、厚生労働省労働基準局長から、労災ホームヘルプサービス事業の運営主体を平成16年4月1日より(財)労災ケアセンターから(財)労災年金福祉協会へ移管する旨の通知がありましたので、新年度以降、利用者から「指示書」の交付依頼があった場合には、これまで同様の対応方を貴会会員へご周知いただきたくご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、労災ホームヘルプサービス事業は、創設当初から現在に至るまでの間、下記のとおり利用対象者が変更されております。また、「指示書」の発行費用については、これまでどおり利用対象者から3,600円を徴収していただくこととなります。

記

【創設期】

①専門的サービス

在宅の傷病・障害等級第1級または第2級の脊髄・じん肺の重度被災労働者を対象とした褥瘡の予防・措置、集尿袋・集尿器の交換等

②一般的サービス

在宅の傷病・障害等級第1級の脊髄・じん肺以外の重度被災労働者を対象とした食事、入浴、排泄等の生活基本動作に関するもの

③家事援助サービス

在宅の傷病・障害等級第1級の脊髄の重度被災労働者に対する清掃、洗濯等の家事援助

【現在】

〔対象者〕

在宅の傷病・障害等級第1級から第3級の重度被災労働者

平成16年度より傷病・障害等級第1級から第3級の者で満65歳未満の者に変更

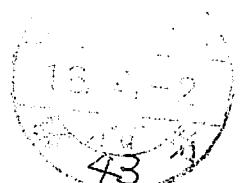
満65歳以上で介護保険の受給資格を有している者は介護保険の居宅介護サービスを受給

〔サービス内容：創設時に同じ〕

- ①専門的サービス
- ②一般的サービス
- ③家事援助サービス

【添付資料】

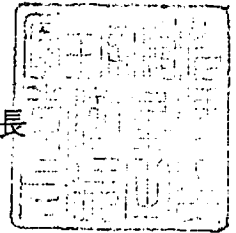
1. 労災ホームヘルプサービス事業の運営主体の変更について
(平16.3.26 基発第0326002号 厚生労働省労働基準局長)
2. 指示書(様式)
3. 労災ホームヘルプサービス事業に関するパンフレット
4. 労災ホームヘルプサービス事業における医師の指示書の取扱いについて
(平8.1.26 日医発第805号(保152) 日本医師会長)



基 発 第 0326002 号
平成 16 年 3 月 26 日

日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労災ホームヘルプサービス事業の運営主体の変更について

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労災保険行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働災害により重度被災労働者となった者の福祉の向上を目的として、平成 7 年 10 月より在宅の重度被災労働者を対象とした介護サービスとして「労災ホームヘルプサービス事業」を創設し、現在に至っているところであります。

本労災ホームヘルプサービス事業の創設に際しては、じん肺、せき損患者等に対する専門的サービスの中で、看護資格を有する者が行うサービスについては、医師による指示を前提として実施しなければならないことから、医師が発行する「指示書」について、平成 8 年 1 月 19 日付け基発第 29 号により、貴職あて貴会会員による「指示書」交付に係る協力方依頼をお願いしてきたところではありますが、今般、別紙のとおり本事業の運営主体を平成 16 年 4 月 1 日より（財）労災ケアセンターから（財）労災年金福祉協会へ移管することとなりましたので、事業の運営主体の変更につきまして、貴会会員へ周知していただくとともに、引き続き「指示書」の交付につきまして、これまで同様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(平成15年度まで)

(財) 労災ケアセンター

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル10階

電話03-3221-0160

(平成16年度から)

(財) 労災年金福祉協会

〒162-0022

東京都新宿区新宿5-15-5 新宿三光町ビル8階

電話03-3358-5401

(様式 1)

指 示 書

[illegible]

上記のとおり、看護師が行う医行為に係る労災ホームヘルプサービスの実施を指示いたします。

平成 年 月 日

医療機関名

住所 〒

電話

醫師氏名

殿

利用者及び労災ホームヘルパーの方へ

労災ホームヘルプサービス事業は、医師が利用者の症状の診察を行った上で作成する指示書の内容に従いサービスの提供を行うこととしていますので、症状が変化した場合には、新たな指示書を取得の上、提出して下さい。

看護師が行う医行為に係る専門的サービスの内容

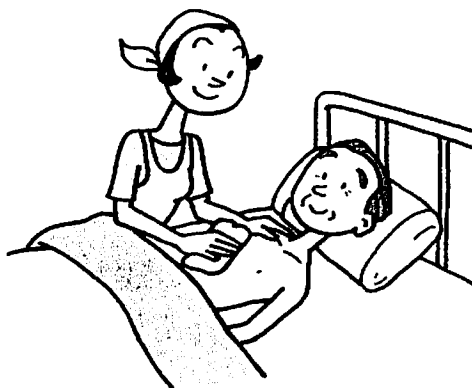
〔せき損〕

- 1 呼吸困難に対する、腹式呼吸等による呼吸訓練、排痰のための叩打法の指導、ネブライザーによる吸入の実施・指導、吸引装置による吸引の実施、指導
- 2 褥瘡の未然防止のための定期的体位変換、マッサージ、発生初期の処置（消毒、消毒後軟膏湿布等）
- 3 尿路感染防止の清潔動作実施指導、自己排尿訓練（カテーテルの使用法）、集尿袋、集尿器装具の交換・指導
- 4 排便のための腹部マッサージ、座薬挿入・浣腸（浣腸器による実施・指導）、摘便（介護者の手による便の摘出）、人工肛門の管理・指導等
- 5 清潔保持のための入浴、清拭、洗髪の実施・指導
- 6 その他、痙攣、関節拘縮、変形の予防等の実施・指導及び車いすによる移動の実施・指導等

〔じん肺〕

- 1 呼吸困難に対する身体的変化（呼吸数、脈拍数の増加、発汗、顔色、爪色、唇色、喘鳴等）の特徴の確認、安楽な体位の工夫、痰の喀出のためのネブライザーによる吸入の実施・指導、吸引装置による吸引の実施・指導
- 2 血痰、喀血を見分けての救急措置をして受診を促す
- 3 酸素吸入装置等の使用の実施・指導
- 4 体位排痰法（痰を出す方法の一種）の実施・指導、呼吸訓練

専門的サービス



褥瘡の予防・措置、排泄処置など

在宅介護

労災ホームヘルパーがお手伝いします。

一般的サービス



食事・入浴・排泄など

家事・援助サービス



清掃・洗濯など

平成 8 年 2 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 一 夫

労災ホームヘルプサービス事業における医師の
指示書の取扱いについて

労働省では、在宅重度被災労働者の介護を支援することを目的に、平成7年10月より労災ホームヘルプサービス事業を財団法人労災ケアセンター（以下「センター」という）に委託し実施しております。

今般、労働省労働基準局長より日本医師会を通じて、これらの事業の内容によっては、医師の指示書の発行が必要であるとの判断から、その取扱い等について本会へ協力依頼がありました。

この事業は、傷病・障害年金受給者で傷病・障害等級が第1級または第2級の在宅被災労働者を対象として行うものであり、そのサービスの内容に応じて以下のよう
に区分されています。

- ①専門的サービス－上記等級1級または2級の脊損・塵肺の被災労働者を対象とした褥瘡の予防・措置、集尿袋・集尿器装具の交換等
- ②一般的サービス－上記等級が1級の脊損・塵肺以外の被災労働者を対象とした食事、入浴、排泄等の生活基本動作に関するもの
- ③家事援助サービス－上記等級が1級の脊損の被災労働者に対する清掃、洗濯等の家事援助

これらの具体的利用方法については別添資料のとおりですが、当該被災労働者はセンターに利用申し込みを行い、これを受けたセンターが当該労働者に労災介護サービス手帳等を交付し、これを受けた被災労働者は全国5か所のケアプラザ等から派遣される看護婦、介護者等によるホームヘルプサービスを受けることができる
こととなっています。

この中で医師の指示書の発行を必要とするのは、ケアプラザ等から派遣された看護婦、准看護婦の看護有資格者が行う①の専門的サービスについてであります。

指示書の様式については別添資料のとおりであります。これらはセンター、ケアプラザに準備されており、当該被災労働者を通じて医療機関に発行を求めることとなります。

つきましては、これらの内容について貴会会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 指示書発行に係る費用については、当該労働者から実費で徴収していただくこととなりますが、これらは後にセンターから労働者に3,600円を限度として還付されます。この金額は、労災診療費における訪問看護指示料を基準としておりますので、これらの引き上げがあれば自動的に引き上げられることとなっております。
- 2) 指示書を出す際に診察を行った費用については、傷病年金受給者は、労災で請求（労災指定医療機関以外は様式7号による療養費払）し、障害年金受給者は、健保で請求します。

平成 8 年 1 月 2 6 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長

村 瀬 敏 郎

労災ホームヘルプサービス事業における
医師の指示書の取扱いについて

労働省では、在宅重度被災労働者の介護を支援することを目的に、平成 7 年 1 0 月より労災ホームヘルプサービス事業を財団法人労災ケアセンター（以下「センター」という）に委託し実施しております。

今般、労働省労働基準局長より、これらの事業の内容によっては、医師の指示書の発行が必要であるとの判断から、その取扱い等について本会に協力依頼がありました。

この事業は、傷病・障害年金受給者で傷病・障害等級が第 1 級または第 2 級の在宅被災労働者を対象として行うものであり、そのサービスの内容に応じて以下のように区分されています。

- ①専門的サービス （上記等級 1 級または 2 級の脊損・塵肺の被災労働者を対象とした褥瘡の予防・措置、集尿袋・集尿器装具の交換等）
- ②一般的サービス （上記等級が 1 級の脊損・塵肺以外の被災労働者を対象とした食事、入浴、排泄等の生活基本動作に関するもの）
- ③家事援助サービス（上記等級が 1 級の脊損の被災労働者に対する清掃、洗濯等の家事援助）

これらの具体的利用方法については別添資料に示しますが、当該被災労働者はセンターに利用申し込みを行い、これを受けたセンターが当該労働者に労災介護サービス手帳等を交付し、これを受けた被災労働者は全国5か所のケアプラザ等から派遣される看護婦、介護者等によるホームヘルプサービスを受けることができることとなっています。

この中で医師の指示書の発行を必要とするのは、ケアプラザ等から派遣された看護婦、准看護婦の看護有資格者が行う①の専門的サービスについてであります。

指示書の様式については別添資料に示しますが、これらはセンター、ケアプラザに準備されており、当該被災労働者を通じて医療機関に発行を求めることとなります。

つきましては、これらの内容について貴会会員にご周知いただきたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、指示書発行に係る費用については、当該労働者から実費で徴収していただくこととなりますが、これらは後にセンターから労働者に3,600円を限度として還付されます。この金額は、労災診療費における訪問看護指示料を基準としておりますので、これらの引上げがあれば自動的に引き上げられることとなっております。

〔添付資料〕

1. 労災ホームヘルプサービス事業における医師の指示書の取扱いについて（平8.1.19 基発第29号 労働省労働基準局長名協力依頼文書）
2. 指示書（様式）
3. 労災ホームヘルプサービス事業に関するパンフレット（コピー）